## 関係土地所有者立会同意届出書

鎌倉市

地先の土地境界立会をすることについて同意します。

字	地番	地目	地積	住所	氏名(本人直筆による)	電話番号	備考

- ※ 申請地の両隣の土地並びに申請地及びその両隣の土地のそれぞれ市有地等を挟んだ反対側の土地の所有者の 直筆署名・連絡先電話番号が必要となります。
- ※ 相続人又は代理人が境界承諾を行う場合は、別に相続人代表申出書又は委任状等を提出してください。
- ※ この書類により境界を確定するものではありません。また、現地協議の結果、不調に終わる場合もあります。

## 関係土地所有者立会同意届出書

記入例

鎌倉市大船一丁目9876番1(地番)地先の土地境界立会をすることについて同意します。

字	地番	地目	地積	住所	氏名(本人直筆による)	電話番号		備考			
大船 一丁目	9876番5	宅地	00	横浜市中区日本大通1	鎌倉 太郎	23-3000		金曜 × 火曜 〇			
大船 一丁目	9876番4	田	00	藤沢市朝日町1番地の1	(株)市役所ハウス	0466-00-0000		図面承諾			
大船 一丁目	9876番7	山林	00	逗子市逗子5丁目2番16号	逗子 花子	046-000-0000		代理人が 立会い			
		※図面承諾とは、現地立会を行わない境界の承諾方法です。 他の地権者と鎌倉市で立会いを行った後に作成した図面と承諾書を郵送します。									
			(注:関連土地所有者全員が図面承諾の場合は現地立会を行いません) 図面を確認後、異議が無ければ承諾書をご返送していただき完了となります。								

- ※ 申請地の両隣の土地並びに申請地及びその両隣の土地のそれぞれ市有地等を挟んだ反対側の土地の所有者の 直筆署名・連絡先電話番号が必要となります。
- ※ 相続人又は代理人が境界承諾を行う場合は、別に相続人代表申出書又は委任状等を提出してください。
- ※ この書類により境界を確定するものではありません。また、現地協議の結果、不調に終わる場合もあります。